



**公立大学法人公立はこだて未来大学
平成21年度 業務実績に関する評価**

平成22年10月

函館圏公立大学広域連合公立大学法人評価委員会

【 目次 】

1	評価について	1
(1)	評価の根拠	1
(2)	業務実績報告書の提出	1
(3)	業務実績報告書の概要	1
(4)	評価方法	2
(5)	評価の日程	2
(6)	委員名簿	2
2	全体評価	3
3	項目別評価	5
(1)	総括表	5
(2)	個別の評価	6
第 1	中期目標・中期計画の期間 年度計画の期間	6
第 2	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	6
第 3	業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	11
第 4	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	13
第 5	自己点検・評価・情報公開等に関する目標を達成するためにとるべき措置	14
第 6	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	15

1 評価について

(1) 評価の根拠

地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、函館圏公立大学広域連合公立大学評価委員会は、法人化後2年目にあたる公立大学法人公立はこだて未来大学の平成21年度の業務の実績に関する評価を実施する。

地方独立行政法人法

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第二十八条

地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(2) 業務実績報告書の提出

平成22年6月30日に、公立大学法人公立はこだて未来大学から、地方独立行政法人法第34条の規定に基づき、平成21年度の事業報告書(業務実績報告書)が提出された。

(3) 業務実績報告書の概要

公立大学法人公立はこだて未来大学は、業務実績報告書の作成にあたり、中期目標、中期計画、年度計画に基づき、133項目に関し、4段階の評価基準で自己評価を行った。

その結果としては、「年度計画を上回って実施している」は21項目(15.8%)、「年度計画を順調に実施している」は111項目(83.5%)となっており、概ね、順調に年度計画が実行され、一定の成果を上げることができたとされている。

(4) 評価方法

評価委員会では、公立大学法人から提出された業務実績報告書（自己評価）に基づき、「全体評価」および「項目別評価」を実施した。

(ア)全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況について総合的な評価を行った。

(イ)項目別評価

業務実績報告書、補足資料等の審査、ヒアリングを通じ、公立大学法人の自己評価を検証し、評価を行った。

評価にあたっては、133の小項目で構成される18の中項目について、4段階の評価基準により評価を行い、意見・指摘事項を記載した。

(5) 評価の日程

平成22年8月10日 評価資料の評価委員への送付

9月 1日 平成22年度第1回評価委員会

平成21年度業務実績報告書について、公立大学法人公立はこだて未来大学から説明を行い、質疑を行った。

10月 7日 平成22年度第2回評価委員会

平成21年度業務実績に関する評価について協議

10月15日 意見を集約し、評価の決定

(6) 委員名簿

氏名	職名	備考
◎岩熊 敏夫	函館工業高等専門学校長	教育研究学識経験者
○高田 健二	北海道税理士会函館支部長	経営学識経験者
鷹澤 好博	北海道教育大学副学長	教育研究学識経験者
佐々木 哲夫	函館商工会議所産学官連携促進委員会副委員長	経営学識経験者
三浦 汀介	南北海道学術振興財団理事	教育研究学識経験者

◎委員長 ○委員長職務代理者

2 全体評価

平成21年度は、公立大学法人として、中期計画期間の2年目であり、様々な取り組みの成果が見えてくる段階にあると考えられ、この観点から評価を行った。

法人が策定した年度計画の進捗状況については、概ね順調に進められていると評価できるものの、昨年度の当委員会の指摘事項に対する対応が不十分な点多々あり、教育研究や組織運営等の法人の質的向上に資する評価制度の意義を十分認識していない面も感じられることから、本評価書の内容を真摯に受け止め、改善を図っていくことを強く望む。

教育研究に関する取り組みについては、学部、大学院ともに工夫がなされており、今後は、学生の声を反映させた取り組みやFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動の更なる充実とともに、研究に関する取り組みの成果に期待する。

また、地域貢献に関しては、はこだて国際科学祭の実施、高大連携、キャンパスコンソーシアム・はこだてへの参画などで実績を上げていると言える。本学の研究分野を地域連携、共同研究に広げることで、地域の産業を先導する役割を果たすことを期待する。

なお、依然として地元への就職率が低調であり、受け皿となる経済界も含め、人材の流出を防ぐ取り組みが地域全体の課題となっているが、大学法人においても、具体的な目標設定を示しながら産学官連携の推進に努めるなど、地域の知の中核となる公立大学として、運営を進めていくことが望まれる。

業務運営に関する取り組みについては、学生確保に向けた戦略的な広報活動により入学志願者が増加している点や研究費執行体制の強化が図られている点で評価できる。今後については、教員の評価システムの導入に向けた取り組みを早急に進めていただきたい。

財務内容の改善に関する取り組みについては、外部資金獲得教員へのインセンティブを高める制度の導入などの工夫がなされており、自己収入確保の取り組みは評価できる。

他の高等教育機関に比べ、運営費が非常に恵まれている点を理解し、更なる資金の獲得とともに、経費の抑制に最大限努めていただきたい。

情報公開に関する取り組みについては、学科再編の目的やコース制の詳細がホームペー

ジに掲載されるなど、改善がなされたことは評価できる。引き続き、情報公開の拡充に向けた取り組みを期待する。

業務実績報告書に関しては、当委員会において、昨年度も指摘したところであるが、客観的に中期計画の進捗状況が把握できる数値や根拠、成果、具体的な取組事例等の記載が極めて乏しく、十分な説明責任を果たしているとは言い難い。

年度計画においては、中期目標、中期計画を、当該年度において具体的にどのように達成するのか明確にすべきであり、今後、業務実績報告書の作成にあたっては、具体的な取組状況や成果を明らかにするよう強く求める。

平成22年度は中期計画の中間点となる。これまでの業務実績の分析・評価結果を踏まえ、教育・研究・地域貢献等の効率的、効果的な取り組みを進め、中期計画が着実に達成されることを期待する。

3 項目別評価

(1) 総括表

項目	評価
第1 中期目標・中期計画の期間 年度計画の期間	
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 大学全体としての理念・目標に関する措置	Ⅲ
2 教育に関する措置	Ⅲ
3 研究に関する措置	Ⅲ
4 地域貢献等に関する措置	Ⅲ
5 国際交流に関する措置	Ⅲ
6 附属機関の運営に関する措置	Ⅲ
第3 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 運営体制の改善に関する措置	Ⅲ
2 教育研究組織の見直しに関する措置	Ⅲ
3 教職員の人事の適正化に関する措置	Ⅲ
4 事務等の効率化・合理化に関する措置	Ⅲ
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 外部研究資金その他の自己収入の確保に関する措置	Ⅲ
2 経費の抑制に関する措置	Ⅲ
3 資産の運用管理の改善に関する措置	Ⅲ
第5 自己点検・評価・情報公開等に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 自己点検・評価の充実に関する措置	Ⅲ
2 情報公開等の推進に関する措置	Ⅲ
第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
1 施設設備の整備等に関する措置	Ⅲ
2 安全管理に関する措置	Ⅲ
3 人権擁護に関する措置	Ⅲ

評価基準

- Ⅳ：年度計画を上回って実施している。
- Ⅲ：年度計画を順調に実施している。
- Ⅱ：年度計画を十分には実施していない。
- Ⅰ：年度計画を実施していない。

(2) 個別の評価

第1 中期目標・中期計画の期間 年度計画の期間

■ 特筆事項

中期目標・中期計画の期間 平成20年4月1日から平成26年3月31日

年度計画の期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日

■ 意見・指摘事項

期間の記載のため、評価しない。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

【2-1 大学全体としての理念・目標に関する措置】 - 評価 | | |---| | Ⅲ | |---|

■ 特筆事項

- 中期計画に基づき、各学科、研究科、附属機関の年度計画を策定し、公開した。【1】
- 年度計画について、教授会、研究科委員会等を通じて全学的な周知を行い、理解の共有を図った。【2】
- 本学で実施している基礎教育(リベラル・アーツ)の内容について情報を収集し、教育活動内容の共有化を図り、具体的な指針の策定を引き続き検討した。【3】

■ 意見・指摘事項

- 年度計画を策定し公開した結果、大学運営にどのように反映されたのか記載すべきである。【1】
- 全学的に理解の共有を図ったとされているが、十分に共有できたのか、また、どのように共有したのかが示されていない。目標達成に貢献した具体的なエビデンスを記載すべきである。【2】
- 業務実績報告書の作成にあたっては、役員会、経営審議会、教育研究審議会等の各部門が担うべき内容があると思われるが、責任の所在が明確にされていないので実績報告書の改善が必要である。また、教授会における検討課題、協議内容についても整理しておく必要がある。【2】
- 学生との様々な関わりの中で、学生の意欲を向上させる可能性を見いだしており、この結果を積極的に教育活動に反映させることを望む。【3】
- 情報収集の結果、どのような情報が得られたのか記載すべきである。また、現段階での具体的な指針の内容についても示すべきである。【3】

【2-2 教育に関する措置】 - 評価 Ⅲ

■ 特筆事項

- リテラシー教育に関わる教員等で組織するワーキング・グループで、リテラシー教育の方向性を明確化する作業を引き続き行った。【5】
- シラバス等を通じて、各コースの育成目標を明示するとともに、月に1度開かれるコース会議において、学生の授業受講状況を確認し、学期末には達成状況の評価と検証を行った。【6】
- 学科・コースの改組再編に伴う学則・履修規程の改正や、平成22年度以降入学者に適用される新しいカリキュラムを整備するなど、必要な措置を行った。【8】
- 教務委員会とメタ学習センターとの連携により、科目担当者の連携を深めるための会議を定期的に行い、講義および演習の効果的な実施手法を検討した。【9】
- RA(リサーチ・アソシエイト)として参加できる対象を拡げ、教員の研究プロジェクトへの大学院生の参加できる機会の拡大に努めた。【10】
- AO入試・推薦入試の合格者に、導入教育として、英語はMoodle(インターネット上の学習スペース)で、課題の出題・採点・質疑応答を行い、数学は出題・添削指導を郵送で、質疑応答はMoodle上で行った。【15】
- 大学院の入試方法のあり方を検討し、大学院博士後期課程の試験日程に幅を持たせて、東京での受験についても可能としたほか、大学院博士前期課程において受験生が受験しやすいように受験科目の変更を行った。【18】
- 社会人の受入に関して、大学院博士後期課程において長期履修制度を導入し、東京サテライトオフィスでの開講等については平成22年4月から場所を移転することに伴い、今後のニーズを踏まえて対応を検討することとした。【33】
- 平成20年度に策定したファカルティ・ディベロップメントの方針案と実施計画案に基づき、ファカルティ・ディベロップメントを実施し、検証を行った。【51】
- 教職員を対象にしたメンタルヘルスに関する講演会を開催したほか、メンタルヘルスに関する相談室の案内カードを作成し、新入生全員に配付し周知を図った。【59】
- 担任による定期的な面談のほか、学生委員会や事務局の学生支援担当が学生の修学や健康に関する情報を収集し、適切な対応を行った。【60】

■ 意見・指摘事項

- リベラル・アーツやリテラシー教育、カリキュラムの改善に関する取り組み、シラバスの内容については評価できるが、プログラミング教育以外のカリキュラムの主要な変更点および学生の授業

アンケートの反映について示されていないことから、資料の提示を望む。【4,5,6,7,8】

- 大学教育におけるリベラル・アーツについての認識が深まり、その重要性が指摘されている状況の下、メタ学習センターの設立の意義は大きく、その役割は今後、重要性を増すものと思われる。この点を高く評価するとともに、市内の他大学との連携を図り、教養教育の改善と開発を進めていただきたい。【9】
- 教務委員会・学科等との連携を深めるために定期的に行われた会議におけるメタ学習センターの目的に沿った具体的な検討結果の提示を望む。また、学生の基礎教養の解釈についても若干の補足説明が必要である。【9】
- RA(リサーチ・アソシエイト)制度を活用した学生の雇用機会の拡大に関する取り組みは高く評価できる。【10,46,49】
- 学部 AO・推薦入試合格者への導入教育の実施や大学院への志願者を増やす方策、他大学との単位互換制度の枠組などの改善策は評価できる。【15,16,18,19,20,21】
- FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動やプロジェクト学習への取り組みは高く評価できる。教育の質の向上のために教授法の評価・検証を早急に進めていただきたい。【50,51,52】
- メンタルヘルスに関する学生・教職員を対象とした相談機能の充実を早急に進めていただきたい。また、学生の経済状態による就学の困難性が大きな社会問題になっている。文科省プロジェクトとして新たに設けられた学生支援制度を含めた学生支援のあり方をさらに工夫していただきたい。【59,60】

【2-3 研究に関する措置】 - 評価 | | |---| | Ⅲ | |---|

■ 特筆事項

- 大学としての戦略的な研究テーマを設定して、重点研究の公募を行ったほか、現行の重点研究支援について点検・評価し、今後のあり方について検討を行った。【65】
- 研究集会の開催を支援して、学内で学会・研究会等が11回開催された。【68】
- 新水産・海洋都市はこだてを支える人材養成事業に参画し、IT技術に関わる講座を設けて本学教員を講師として派遣することや、カリキュラムの提供などを行った。【69】
- 大学知的財産アドバイザーの派遣による支援を受け、地域産業への知的財産の供与を促進する制度の導入について、引き続き検討を進めた。【71】
- 研究費の不正防止計画および研究活動上の行動規範に沿って、不正防止・倫理向上に努めたほか、物品検収体制を整備し不正防止等対策の推進を図った。【75】

□ 教員の海外学術研究機関との交流を促進し、教員研究レベルの向上を図るとともに、教育研究に対するインセンティブを高めるため、教員海外研修制度を整備した。【78】

■ 意見・指摘事項

○ 本学の設立目的に沿った戦略的研究テーマを設定し、それを地域産業へ還元していることや、各種の研究集会が開催されていることは高く評価できる。新水産・海洋都市函館などのプロジェクトでは、さらなる未来大の存在感を示していただきたい。【65,66,68,69】

○ 平成21年度大学知的財産アドバイザー派遣事業に採択されたことは、大きな意義があると判断される。平成22年度に具体的な実績の積み重ねをし、評価項目に盛り込まれるようにしていただきたい。【70,71】

○ 研究費の不正防止など倫理向上の取り組みは評価できる。また、外部研究費の獲得推進、教員業績評価などについては、今後、更に取り組みを進めていただきたい。【74,75,77】

○ 平成22年度から開始する教員海外研修制度の運用にあたっては、その目的に照らして、派遣された教員が海外研修において得られた成果を明らかにする書式を用意し、提出する制度を構築すべきである。誰がどこに派遣されたのかも含め、報告会の開催など、在外研究員の成果の公開を望む。【78】

【2-4 地域貢献等に関する措置】 - 評価 Ⅲ

■ 特筆事項

□ キャンパス・コンソーシアム函館に参画し、単位互換科目の検討や e-Learning による教育コンテンツの開発を引き続き進めたほか、地域の高等教育機関等の図書館の利用ガイドを作成した。【79】

□ 市立函館高校との高大連携や地域の高校への出前講義を実施するとともに、科学技術を中心とした中等教育の充実のための方策を引き続き検討した。【80】

□ 小学校における理数好き児童の育成を図るため函館市・北斗市・七飯町の教育委員会と連携協力に関する協定を締結した。【80】

□ 生涯学習の場としての公開講座などの実施の枠組みについて検討したほか、開学10年記念として、講演会を4回実施した。【81】

□ 地域の産業振興につながる研究活動に対して、特別研究費を重点的に配分することを引き続き検討した。【83】

■ 意見・指摘事項

- キャンパスコンソーシアムの活動への積極的な参加や高大連携、高校への出前講義、はこだて国際科学祭の実施などの地域の情報・理科教育普及への取り組みは高く評価できる。

【79,80,81】

- 茂木健一郎氏、新井満氏等を招聘した講演会、地域交流フォーラム等、市民に対する情報発信が積極的に行われていることは高く評価できる。しかし、講演のリスト表、参加者数、アンケート等による参加市民の評価等、成果の分析がなされていない。これらの情報発信がどのような戦略あるいは観点で行われているのかを明確にすべきである。また、費用対効果なども今後評価の対象にすべきである。【81】
- 他校との共同の取り組み等、地域で進める産学官連携については、様々な実績があると思われるが、具体的な内容や成果の記載が不十分であることから、実績報告書に明記することを望む。また、地域産業振興への貢献についてのポリシーを明確にすることを望む。【83,84】

【2-5 国際交流に関する措置】 - 評価 | | |---| | Ⅲ | |---|

■ 特筆事項

- 国際交流を推進するため、新たに壇国大学(韓国)と学術交流協定を締結したほか、海外連携大学シンポジウムを開催し、学術交流協定を締結している海外の大学と計画的な交流について意見交換を行った。【86】
- 海外からの国費留学生の受入のための制度を整備した。【88】
- 大学院生の海外留学を積極的に支援するための制度について検討を行った。【89】

■ 意見・指摘事項

- 国外機関との学術交流協定の締結を進めたことは評価できるが、他の国際交流協定の締結状況やその成果について、実績報告書に明記することを望む。【86】
- 教員海外研修制度が整備され、毎年2名の海外派遣を可能にした。今後の成果に期待したい。なお、教員在外研修制度を拡張し、海外に限らず、国内での活動も可能にし、旅費を自前で調達するなど、より柔軟なサバティカル制度も検討すべきであろう。これにより、個人の研鑽だけでなく、組織の対外的な連携の促進をもたらすことが期待できる。【87】
- 海外からの国費留学生の受入のための制度を整備したことは、高く評価できる。【88】
- 留学生への支援の具体的な内容や学部生、大学院生の海外留学の実績については、実績報告書、補足資料からも把握できない。実績報告書の改善および資料の提示を望む【88,89】

【2-6 附属機関の運営に関する措置】 - 評価 Ⅲ

■ 特筆事項

- 3種類の選書方法を用いて図書資料を収集するとともに、購読する雑誌の見直しを行い、蔵書の充実に努めた。【90】
- 学外利用者へのサービスの一環として、オープン・ライブラリーを実施したほか、ブックガイドを作成した。【90】
- 有益な情報を広く公開するための方法として、リポジトリを構築し、学内での試験運用を開始した。【92】
- 我が国のIT分野の研究・技術の向上や人材育成、さらには地域のまちづくりの推進に貢献することを目的として、日本アイ・ビー・エム株式会社との間で連携と協力の推進に関する協定を締結した【93】
- 函館圏の企業等との結びつきを強めるため、地域交流フォーラムを開催したほか、農業分野での意見交換の場を設けるなど、共同研究等の実施につなげる方法を検討して取り組んだ。【94】

■ 意見・指摘事項

- 図書館関係のサービスの充実化が図られていることは評価できる。【90】
- リポジトリ構築や「未来大文庫」のweb公開など、情報公開に努め、IT分野を核にした研究と人材育成、さらにはまちづくりなど、地域に目を向けた取り組みを進めている点は評価できる。
なお、機関リポジトリの構築に関しては、一般利用となる時期を明記するべきである。【92】
- 日本アイ・ビー・アム(株)との協定締結、地域交流フォーラムの開催等は地域づくりの観点からも高く評価できる。【93,94】

第3 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

【3-1 運営体制の改善に関する措置】 - 評価 Ⅲ

■ 特筆事項

- 学内委員会の目標を明確にするとともに、年度ごとの達成度を評価する方法を引き続き検討した。【97】
- 大学運営の中長期的戦略の企画・立案等を行う組織としての経営企画室の活動をさらに進めた。【98】

■ 意見・指摘事項

- 評価に関する点は、各運営機関でも、共通して検討を図る必要がある。【97】

- 業務運営の役割分担が明確にされており、企画立案機能の充実や常勤役員会の意思決定の迅速化を図った点は高く評価できる。【98,99】

【3-2 教育研究組織の見直しに関する措置】 - 評価 Ⅲ

■ 特筆事項

- 入試形態別の成績データについて、引き続き分析・評価を行った。【100】
- 過去の入学志願者情報および広報活動実績について、データベースを整備し、これを基に受験者獲得に向け、計画的に高校訪問、進学相談、出前講義などを実施した。これらにより、一般前期の入学志願者が大幅に増加した。【102】

■ 意見・指摘事項

- 過去の入学志願者情報データベースに基づき戦略的に志願者獲得に向けた広報活動を行い、一般前期入学志願者を対前年比45%増加させたことは評価できる。【101,102】
- 学生確保の様々な方策、アドミッションポリシーに関することは重要であり、よく取り組まれていると推察されるが、これらを評価する客観的なデータ(例えば、入試倍率の経年変化)が示されていないことから、実績報告書への記載または資料の提示を望む。【101,102】

【3-3 教職員の人事の適正化に関する措置】 - 評価 Ⅲ

■ 特筆事項

- 東京サテライト・オフィスへの特任教員の配置のほか、新たに高度ICT人材育成のために特任教員1名(非常勤)を配置した。【105】
- 教員の評価システムについて、他の国立大学等における実施状況を調査し、本学への適応について検討した。【107】
- 冊子「教員研究紹介」の内容を更新するとともに、大学ホームページに掲載した。【109】

■ 意見・指摘事項

- 教員の教育、研究、学内外貢献の評価システムを確立すべき時期に来ていると思われるので、導入に向けた取り組みを早急に進めて欲しい。また、評価システム検討の具体例が示されていないため適正な評価が出来ない。実績報告書の記載方法を改善すべきである。【107】

【3-4 事務等の効率化・合理化に関する措置】 - 評価 Ⅲ

■ 特筆事項

- 企画部門および研究支援部門の充実・強化を図るため、企画総務課、財務・研究支援課の体制とした。【113】
- 研究費の執行状況をオンラインで教員が確認できるシステムにし、計画的・効率的な研究費の執行を促した。【114】

■ 意見・指摘事項

- 国立法人の体制からみると、大変厚い事務体制が敷かれている。今後の厳しい環境の中で、引き続き事務の効率を図る必要がある。【113】
- 財務・研究支援課の新設による研究費執行事務体制の強化や研究費の執行状況に関するオンラインシステムの導入は評価できる。【114】

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

【4-1 外部研究資金その他の自己収入の確保に関する措置】 — 評価 Ⅲ

■ 特筆事項

- 全教員に対して、積極的に科学研究費補助金を申請するよう教授会や電子メール等で奨励した。【115】
- 共同研究センターの産学官連携コーディネーターが中心になり、引き続き地域企業との情報交換を行った。【116】
- 首都圏等で開催される展示会へ積極的に参加し、外部に研究成果をアピールした。【117】
- 受託研究等の外部資金獲得へのインセンティブを高めるため、外部資金を獲得した教員に対し、一般研究費を増額する制度を導入した。【117】

■ 意見・指摘事項

- 共同研究センターが中心となった産学官連携、首都圏へのアピールなどは高く評価できる。【116,117】
- 未来大学の外部資金獲得能力は極めて高い点を高く評価する。今後、外部資金の獲得を、同様の専門大学や学部と比較して、どのように自己評価するのが重要である。【117】
- 間接経費の1/3を教員に還元する制度を導入したが、国立大学法人や高専機構では1/2を教員の使用する枠として認める例が多い。教員へのインセンティブをさらに高めるために、大学、教員の所属学科、教員研究費へ、それぞれ1/3を配分するという方法についても検討していただきたい。【117】

【4-2 経費の抑制に関する措置】－ 評価 Ⅲ

■ 特筆事項

- 平成22年度予算編成にあたり、前年度と同様に管理経費についてシーリング枠を設けて抑制に努め、教員海外研修制度の創設や地域デジタルアーカイブ研究センターの設置など、新たな取り組みへの財源確保を図った。【118】
- 6月～9月に学内クールビズを実施し、省エネルギーの意識啓発と光熱水費の節減を図ったほか、昼間の不用照明等の消灯を進め、電気料の節減に努めた。【119】

■ 意見・指摘事項

- 学内措置により資金を確保し、新たな分野への投資を可能にする試みは評価できる。
未来大学は資金が非常に恵まれている点をよく理解し、事務効率の改善も含め、経費抑制に更に努力していただきたい。【118,119】
- ガラス貼りで温室のような校舎の構造上、夏季の冷房経費について抜本的な対策を講じる必要がある。【119】
- 大学の研究テーマとしてITを活用した省エネシステムの構築を取り上げて実用化を図り、この分野で先導的な役割を果たすことを期待する。【119】

【4-3 資産の運用管理の改善に関する措置】－ 評価 Ⅲ

■ 特筆事項

- 事業年度決算に向けた適正な法人資産台帳の整備を引き続き実施した。【120】
- 法人資金の運用に当たり、各種情報の収集および分析を行い、安全性・安定性確保の観点から、前年度に引き続き定期預金として運用を実施した。【121】

■ 意見・指摘事項

- 特になし。

第5 自己点検・評価・情報公開等に関する目標を達成するためにとるべき措置

【5-1 自己点検・評価の充実に関する措置】－ 評価 Ⅲ

■ 特筆事項

- 従来、全教員が毎年提出していた総合業績調書の様式と教員昇任審査に用いられる書類の様式の整合を図り、新様式を作成し、平成21年度から導入した。【123】
- 次回の認証評価機関による評価を平成24年度に実施することを念頭に、自己点検評価体制

および各年度ごとの基礎資料の集積のための体制を検討し、毎年の年度計画に対する評価システムの整備を進めた。【124】

■ 意見・指摘事項

- オンライン授業評価の具体的な内容について、実績報告書に記載されていないことから、資料の提示を望む。【122】
- 自己点検・評価の簡素化、合理化は、評価に値する試みである。【123】

【5-2 情報公開等の推進に関する措置】 — 評価

Ⅲ

■ 特筆事項

- 広報メディアについて調査と分析を行い、それぞれの特性を明らかにし、広報メディアの特性に合わせたコンテンツを作成し、順次提示を行った。【126】
- 大学の研究や学術連携などの活動を紹介するため、学内の展示スペースで成果物の展示を行った。【126】

■ 意見・指摘事項

- ホームページおよび大学案内で、コース制の詳細、カリキュラム、シラバスなどが紹介されており、受験生へのサービスが充分に行われている点で評価できる。引き続き、様々な媒体による効率的な広報活動の検討と実施を進めていただきたい。【125,126】

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

【6-1 施設設備の整備等に関する措置】 — 評価

Ⅲ

■ 特筆事項

- 学内施設および設備の有効活用方策について引き続き検討を行った。【127】
- 本学と東京サテライトオフィス間のテレビ会議システムの構築を図った。【127】
- 学生持込パソコンのワーキンググループを設置し、本学の情報機器環境と学生パソコンのあり方を検討した。【128】

■ 意見・指摘事項

- 施設の有効活用について検討していることは一定程度評価できるが、地域への公開・開放などの実績に関する記載がないことから、実績報告書に明記すべきである。【127】
- 学生持込パソコンの使用に関して、セキュリティ面の検討等も一定程度行われていることは評価できる。【128】

【6-2 安全管理に関する措置】 - 評価 Ⅲ

■ 特筆事項

- 関係者等へのヒアリングを行い、夜間学内に滞在する場合の許可要件等について、引き続き検討を行った。【129】
- 学生および教職員に対して定期健康診断を実施したほか、産業医、保健師、学生カウンセラー等を中心に必要に応じた健康指導等を実施した。【130】
- 情報セキュリティ対策の充実のための規程整備と実施体制について、引き続き検討を行った。【131】

■ 意見・指摘事項

- 学生のメンタル面でのケア等、引き続き、取り組みを進める必要がある。【130】
- 情報セキュリティ対策に関する実施体制の整備を早急に進めていただきたい。【131】

【6-3 人権擁護に関する措置】 - 評価 Ⅲ

■ 特筆事項

- 実験倫理に関する審議申請が6件あり、個々について必要に応じてフィードバックを行った。【132】
- セクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動として、平成21年10月に研修会を実施した。【133】

■ 意見・指摘事項

- 昨今、様々なレベルでの人権問題が多発していることから、引き続き、学内の講習会、啓発活動の取り組みを望む。【132,133】
- セクシャルハラスメント・アカデミックハラスメント防止対策、メンタルヘルス、相談室活動等については、地域及び全国的な協議会があり、大学間、組織間の連携を進めていただきたい。【133】

問合せ

〒040-8666 函館市東雲町 4-13 函館市企画部内

函館圏公立大学広域連合事務局

電話 0138-21-3625